

**測量、建設コンサルタント等事業者
入札参加資格審査申請について
(令和 8、9 年度版 県外業者)**

第1 入札参加資格制度について.....	- 2 -
(1)市町村入札参加資格を共同で受付.....	- 2 -
(2)入札参加資格の有効期間.....	- 2 -
(3)申請方法・申請期間.....	- 2 -
(4)コンサルタント業に係る法定登録.....	- 2 -
(5)コンサルタント業に係る大臣登録.....	- 3 -
(6)測量、建設コンサルタント等事業者の入札参加資格者の要件.....	- 3 -
(7)その他の注意点.....	- 3 -
第2 申請方法等について.....	- 4 -
(1)申請方法.....	- 4 -
(2)IDとパスワードについて.....	- 4 -
1. 継続して申請をする場合.....	- 4 -
2. はじめて入札参加資格を申請する場合.....	- 5 -
(3)添付書類について.....	- 5 -
(4)入札参加資格申請システムの入力画面について.....	- 6 -
1. ログインの方法.....	- 6 -
2. 申請方法.....	- 7 -
第3 資格決定通知書・残留措置・希望区域登録.....	- 21 -
(1)資格決定通知.....	- 21 -
第4 入札参加資格の変更・資格の取消し.....	- 21 -
(1)入札参加資格の変更.....	- 21 -
(2)入札参加資格の取消し.....	- 22 -
第5 入札参加資格の再審査・相続等による承継・事前認可.....	- 22 -
(1)入札参加資格の再審査.....	- 22 -
1. 審査基準日.....	- 22 -
2. 提出書類.....	- 22 -
3. 審査方法.....	- 23 -
(2)その他の再審査.....	- 23 -
1. 審査基準日.....	- 23 -
2. 提出書類.....	- 23 -
3. 審査方法.....	- 23 -

第1 入札参加資格制度について

(入札参加資格の申請方法の説明は「第3 申請方法等について」を参照ください)

(1) 市町村入札参加資格を共同で受付

高知県だけでなく、県内全市町村(高知市上下水道局を含む。)の入札参加資格を申請できます。なお、審査については、高知県が一括して審査します。

高知県が審査したものを、申請先の市町村に共有します。

(2) 入札参加資格の有効期間

これまでの運用と変わらず、資格有効期間は 2年間。

なお、中間年の申請(※)における資格有効期間は 1年間となります。

※中間年の申請は、新規申請や登録追加、業種追加の申請をいいます。

(3) 申請方法・申請期間

「高知県入札参加資格共同電子申請システム」を使用して、申請してください。

リンクはこちら⇒ <https://shinsei.pref.kochi.lg.jp/>

申請期間は、申請日の属する年度の 12月1日から県庁の年内最終開庁日まで(利用時間:8時~22時)。なお、補正期間は翌年の1月31日までとします。

(4) コンサルタント業に係る法定登録

以下の業種については、法律で登録が義務づけられていることから、県内事業者、県外事業者問わず、登録があることの確認を行います。

業種名	関係法令
測量業務全般	測量法第55条
建築関係コンサルのうち、建築一般、意匠、構造	建築士法第23条
補償関係コンサルのうち、不動産鑑定	不動産鑑定評価法第2条
補償関係コンサルのうち、登記手続き等	土地家屋調査士法第6条 または、司法書士法第6条
その他の土木関係のうち、環境調査	計量法第107条及び同施行令第28条(「音圧レベル」、「振動加速度レベル」のいずれかの保有) <u>※事業者としての登録があれば申請可能</u>
その他の土木関係のうち、水質等分析	計量法第107条及び同施行令第28条(「濃度」の保有) <u>※事業者としての登録があれば申請可能</u>

※「事業者としての登録」とは、会社単位で登録を受けていることを指します。

(5) コンサルタント業に係る大臣登録

法律で登録義務のない一部の建設コンサルタントの事業は、建設業と違って、行政庁による許可がなくても営業することができますが、以下の場合について登録を受けていることを要件としています。高知県外に本社が所在するコンサルの場合は、前述の法定登録義務があるものに加え、以下の業種について、大臣登録を有することが必須です。

業種名	関係規程
土木関係コンサル全般	建設コンサルタント登録規程第2条
地質調査業務	地質調査業者登録規程第2条 ※本社ないしは委任先支店・営業所のいずれかに登録があれば申請可能

(6) 測量、建設コンサルタント等事業者の入札参加資格者の要件

- ① 審査基準日までに法律上必要な資格を得ていること。
- ② 審査基準日の前日(令和7年9月30日)までに納期限が到来した税金に滞納がないこと。
- ④ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)ができること。
- ⑤ その他、高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱の第3条第4項第1号のエからキまでに掲げる欠格要件のいずれにも該当しないこと。

(7) その他の注意点

高知県入札参加資格共同電子申請システムに入力されたメールアドレスは、指名通知だけでなく、建設業の支援等を行うための事業に関して情報提供を行う際に活用することがございますので、ご了承のほどお願いします。(例:各種研修会の案内、制度改正の通知、県が行う事業で建設業者への支援等に資する情報提供 等)

第2 申請方法等について

(1)申請方法

高知県入札参加資格共同電子申請システム(以下「入札参加資格申請システム」と呼ぶ。URL：<https://shinsei.pref.kochi.lg.jp/>)により申請します。

なお、高知県庁の土木政策課のホームページにおいて、以下のバナーを押下しても、入札参加資格申請システムにアクセスできます。

(バナー)



(2)ID とパスワードについて

入札参加資格の申請にあたっては、ログインをするためのIDとパスワードをあらかじめ取得することが必要となります。

1. 継続して申請をする場合

継続して入札参加資格を申請する事業者にあつては、**前回申請時に使用したIDとパスワードを使用**してください。

(注意点)

1	<p>(特に注意!!) ログインの際に、ID・パスワードを何度も間違えると、IDロックがかかります。 パスワードを忘れた場合や、二、三度ログインに失敗する場合は、 ID・パスワード入力項目下の「パスワードをお忘れの方はこちらへ」を押下するか、 「パスワード確認申請」(URL: https://shinsei.pref.kochi.lg.jp/nyusan-userside/dgn05/dgn050201)から確認を行ってください。 §. 行政書士に入札参加資格の申請を依頼している場合は、申請用メールアドレスが行政書士のメールアドレスになっている場合がございますのでご注意ください。 §. パスワード確認申請で用いる「秘密の言葉」はその場で決めてもらって大丈夫です。</p> <p>万が一ロックがかかった場合は、高知県庁土木政策課までお問い合わせください。</p>
2	ID 通知書に記載された初期パスワードは、一番最初のログイン時点で変更するよう促されます。 変更後のパスワードについて、高知県庁やヘルプデスク等にお問い合わせを行っても回答いたしかねますので、ご了承ください。
3	一業者につき付与できるIDは一つまでなので、すでにIDが付与されている事業者から新規申請があっても新しいIDは発行できません。
4	ID 通知書をなくしたり、パスワードを忘れた場合、「高知県電子申請サービス」でのIDの発行の申請では当該トラブルに対応できません。 ID 通知書をなくした場合は、高知県庁土木政策課のメールアドレス(170201@ken.pref.kochi.lg.jp)まで、 紛失した旨・業者名・本社所在地を入力したメール を送付し、パスワードを忘れた場合は、注意点1番を参照し、ご対応ください。

2. はじめて入札参加資格を申請する場合

はじめて入札参加資格を申請する場合には、電子申請システムを利用するためのIDとパスワードを取得する必要がありますので、まずは「高知県電子申請サービス」(URL: https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_initDisplayResult)から、付与申請を行ってください。

県外建設工事業者のID新規付与受付期間は、8月1日～12月20日です。

(注意点)

1	令和5年度の入札参加資格を保有していた事業者に対しては、令和6、7年度入札参加資格申請に際して、あらかじめIDとパスワードを付与しています。 そのため、該当する事業者から新規申請があった場合については、新規でIDとパスワードを発行せず、令和5年10月頃に郵送したID通知書をご確認いただきますようお願いいたします。 ID通知書を紛失した場合、高知県庁土木政策課のメールアドレス(170201@ken.pref.kochi.lg.jp)まで、 紛失した旨・業者名・本社所在地を入力したメール を送付してください。
2	付与申請後、電子申請サービスから「整理番号」と「パスワード」が記載されたメールが届きますが、こちらは入札参加資格申請システムの「ID」、「パスワード」と異なりますので、ご注意ください。
3	付与申請後、最短で1週間ほどで申請されたメールアドレス宛に利用者通知書を送付します。(業務状況や申請状況により異なりますのでご了承ください。)

(3)添付書類について

令和6、7年度の入札参加資格より、インターネット申請が可能になったことから、ほとんどの入力項目を画面から入力できるようになりました。

なお、以下の書類については、基本情報入力画面にて添付を要するものです。

1	営業に関する登録の証明書
2	国税の納税証明書(法人の場合はその3の3、個人の場合はその3の2)
3	本社所在地の都道府県税の納税証明書
4	本社所在地の市町村税の納税証明書
5	高知県県税の納税証明書 ※1
6	商業登記簿謄本
7	財務事項一覧表または税務申告に添付している財務諸表(2期分)
8	年間委任状 ※2

※1 高知県に営業所、支店がある場合に提出します。

※2 従たる営業所に入札・見積もり・契約等の権限を委任する場合に提出します。

(4)入札参加資格申請システムの入力画面について

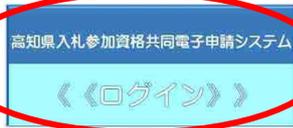
(注意) 以下掲載の画像は開発中のものであり、実際の画面と異なる場合がございます。

1. ログインの方法

入札参加資格共同電子申請システム

高知県と高知県内市町村等の入札参加資格を申請する・入札参加資格の申請内容を変更する場合は、

のボタンを押してログイン



①クリック

① 土木政策課の HP より、左の画面に表示されたバナーをクリック。

- 入札参加資格申請のスケジュール・IDの申請に関すること [入札参加資格関係](#)
- 入札参加資格申請の添付様式・要綱に関すること [建設業関係様式](#)・[要綱ダウンロードサービス](#)



②クリック

② ①をクリックすると、左のポータルサイトに遷移するので、**ログイン**をクリック。



ログイン



③

③ ②をクリックすると、左の画面が表示されるので、IDとパスワードを入力し、**ログイン**をクリック。

④

④ 初めて申請する方については、「新規申請の方はこちらへ」をクリック。
パスワードを忘れてしまった方については、「パスワードをお忘れの方はこちらへ」をクリック。

〈初めてログインをする方〉

土木政策課より発出された通知書の仮パスワードは、一番最初のログインにおいて、以下の画面により変更を求められます。**以降は、ここで設定したパスワードを使用することとなります**ので、お忘れにならないよう十分にお気をつけください。

パスワード変更

パスワードは8～20文字、2種類以上の文字で入力してください。
使用可能文字は、英大文字、英小文字、数字、
記号 (!"#\$%&'()*+,-./:;<=>?@[^_`{|}~) です。

ユーザーID

変更前パスワード
必須

変更後パスワード
必須

変更後パスワード
(確認用) 必須

[変更する >](#)

Copyright © 2023 Kochi Prefecture. All Rights reserved.

※注意:仮パスワードと同じものは使えません。

2. 申請方法

〈トップ画面〉

高知県入札参加資格審査申請システム 株式会社県庁設備 様

🏠ホーム | 📄新規・継続申請 | 📄資格決定通知 | 🔄変更申請 | 📄資料送付 | ⇄パスワード変更 [ログアウト](#)

① ⑦ 申請済の入札参加資格審査申請が差戻されました。新規・継続申請より確認をお願いします。

② 新規・継続申請：審査中 🔄 変更申請：審査完了 🔄

③ お知らせ

【2023年10月01日】
令和6・令和7年度入札参加資格申請の受付を開始しました。

【2023年04月02日】
経営事項審査・入札参加資格審査日時予約について

[過去のお知らせ >](#)

④ **入札参加資格審査申請**

令和XX・令和XX年度の入札参加資格審査事項を申請します。
差戻し時は申請内容を訂正することができます。

[新規・継続申請](#)

⑥ **資格決定通知**

資格決定通知書をダウンロードします。

[資格決定通知](#)

⑤ **申請書記載事項変更届**

当年度の入札参加資格の変更を申請します。

[変更申請](#)

⑦ **追加付帯資料送付**

入札参加資格審査申請、又は変更届時に追加で資料を送付することができます。

[資料送付](#)

Copyright © 2023 Kochi Prefecture. All Rights reserved.

- ①: 土木政策課より差し戻しがあった場合に、お知らせをするバナー
- ②: 現在の審査状況を確認できます。
- ③: システム添付資料等についてのお知らせが掲載されます。添付ファイルがある場合がありますので、別途ご確認のうえご利用ください。
- ④: 定期申請、中間年申請を行う項目です。操作方法は、次の〈定期申請、中間年申請の方法〉において説明いたします。
なお、**中間年における業種追加は、⑤の変更届で申請する必要があるのでご注意ください。**
- ⑤: 変更申請を行う項目です。詳しくは、「第5 入札参加資格の変更・資格の取消し」をご覧ください。
- ⑥: 資格決定通知をダウンロードできる画面に遷移します。ただし、**高知県の入札参加資格に係る結果通知書しか確認できません**のでご注意ください。各市町村に係る結果通知書については、個別の市町村にご確認ください。
- ⑦: 高知県以外の各市町村が個別で求める追加附帯資料を送付できます。どのような資料をどの市町村が必要としているかは、③の項目の中の「**【2025年05月15日】自治体別追加附帯資料について**」をご確認ください。

- ①: 法人、個人事業主の区分を選択します。
- ②: 法人番号を入力します(法人のみ)。正しい法人番号を入力し、検索ボタンを押下すると、自動的に④、⑥、⑦が入力されます。
- ③: 資本金を千円単位で入力します。
- ④: 商号名を入力してください。
- ⑤: 代表者名を入力してください。なお、役職名についてテンプレートも準備していますが、10字まで自由に入力することが可能です。
- ⑥: 本社所在地の住所を入力してください。グレーアウトした部分には入力できないので、住所検索ボタンを押下し、自社の住所を検索してください。
- ⑦: 本社の郵便番号を入力してください。なお、⑥で住所検索をした際に自動的に入力されます。
- ⑧: 電話番号とFAX番号を入力してください。なお、FAX番号が存在しない場合、お手数ですが「999-999-9999」と入力し申請ください。
- ⑨: 免税が課税かを選択してください。
- ⑩: メールアドレスを入力してください。入札用メールアドレスは、指名通知を受け取るなど、実際に入札で用いるアドレス、申請用メールアドレスは、本システムで使用するもので、パスワード確認申請や審査差し戻し情報の提供を受けるためのアドレスです。
- ⑪: 審査基準日時点で法定登録又は大臣登録を受けた業種を選択してください。ここは業種の申請をする箇所ではないのでご注意ください。
- ⑫: ⑪で建築関係建設コンサルタントを選択した場合に表示されます。一級建築士事務所、二級建築士事務所、木造建築士事務所のいずれかを選択します。
- ⑬: 土木関係その他業務の「環境調査」又は「水質等分析」を選択した場合に表示されます。該当する計量証明事業登録を選択してください。
- ⑭: 次の表にならって、審査基準日の直前決算の「自己資本額」を入力して下さい。

法人	貸借対照表 純資産の部「純資産合計」の額を入力して下さい。	
個人	「青色申告」で申告している者	以下の計算をした金額を入力する。 元入金+青色申告特別控除前の所得金額 +事業主借-事業主貸
	「白色申告」で申告している者	自己資本額は空白とする。

- ⑮: 審査基準日時点の営業年数を入力してください。1年未満の端数は切り捨てとします。
- ⑯: ⑪～⑬で選択した業務について、当該業務の営業に関する登録の証明書を添付してください。なお、登録証明書が複数ある場合には、一つのデータにして添付してください。

(注) 支店・営業所等に入札・契約等の権限を委任する場合(以下、「入札契約等権限を委任する場合」という。)で、1～3測量業務全部門、4建築一般、5意匠、6構造、14～34土木関係建設コンサルタント全部門、36～45補償コンサルタント全部門に係る入札契約等権限を委任する場合には、本社の登録証と併せて、支店・営業所等に登録があることを証明する書類(測量法第55条の8の規定に基づく書類(1ページ目)や、現況報告書別紙や、支店の登録証等)も必要です。

Copyright © 2023 Kochi Prefecture. All Rights reserved.

⑰: 管理部門、営業部門などを除き、コンサルタント業務に従事する技術職員の人数を入力してください。

⑱: 納税証明書を添付してください。

国税 …… 「**その3の3(法人)**」、「**その3の2(個人)**」

県税 …… 主たる営業所が所在する都道府県の「**滞納していないことの証明**」

市町村税 主たる営業所が所在する市町村の「**滞納していないことの証明**」。ただし、東京都23区内に所在する者については、添付を要しません。

⑲: **高知県内に営業所、事務所等が所在している場合**のみ、当該営業所・事務所等の所在地を管轄する高知県県税事務所の「**滞納していないことの証明**」を添付してください。

⑲: 申請者が法人の場合には、商業登記簿謄本を添付してください。申請者が個人の場合には、代表者の身分証明書(市町村長の証明)を添付してください。

⑳: 行政書士による代理申請を行った場合に、行政書士が入力する項目です。職印を捺印した委任状の添付とメールアドレスの入力をしてください。入力いただいたメールアドレスに対しても審査差し戻し情報や受付情報の送付をいたします。

(※) 許可情報: 現在の許可情報が自動的に反映されます。許可行政庁に対して変更届を提出している場合、変更届の審査が完了しないと従前の情報が表示されます。(県外の場合、許可情報の変更完了から、概ね2、3週間程度時間を要します。)

II. 申請・委任先選択

申請・委任先選択

高知県 委任なし 全委任

高知市 委任なし 全委任

室戸市 委任なし 全委任

南国市 委任なし 全委任

須崎市 委任なし 全委任

土佐清水市 委任なし 全委任

香南市 委任なし 全委任

高知市上下水道局 委任なし 全委任

安芸市 委任なし 全委任

土佐市 委任なし 全委任

宿毛市 委任なし 全委任

四万十市 委任なし 全委任

香美市 委任なし 全委任

どの自治体に申請をするか選べます。ご自身の経営判断において、どの自治体の入札参加資格を得たいか選んでください。

なお、申請業種は次の画面で申請します。

(内容の解説)

申請内容	解説
委任なし	本社(主たる営業所)だけで入札・契約を行うこと
全委任	支社・支店(従たる営業所)だけで入札・契約を行うこと

III. 営業所・申請業種選択

A. 委任なしの場合

29 高知市 委任なし

39 主たる営業所申請業務（本社）

業務区分・部門	建築関係建設コンサルタント													土木関係建設コンサルタント													地質調査業務													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		27	28	29	30	31	32	33	34					
	測量一般	地図の調整	航空測量	建築一般	意匠	構造	暖冷房	衛生	電気	建築積算	機械設備積算	電気設備積算	調査	河川・砂防・海岸・海洋	港湾・空港	電力土木	道路	鉄道	上水道・工業用水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄	造園	都市計画・地方計画	地質	土質・基礎	鋼構造・コンクリート	トンネル	施工計画・施工設備積算	建設環境	機械	電気電子						
申請	<input checked="" type="checkbox"/>																																							
業務区分・部門	補償コンサルタント													土木関係その他業務													他													
	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	36	37	38	39	40	41		42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償	不動産鑑定	登記手続等	交通量調査	環境調査	経済調査	水質等分析	宅地造成	電算関係	計算	資料整理等	施工管理	その他	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償	不動産鑑定	登記手続等	交通量調査	環境調査	経済調査	水質等分析	宅地造成	電算関係	計算	資料整理等	施工管理	その他
申請	<input checked="" type="checkbox"/>																																							

40 その他詳細

申請したい業種を選択してください。

ただし、法定登録又は大臣登録がないとチェックを入れられない項目がありますのでご注意ください。

B.委任ありの場合



「II. 申請・委任先選択」で「全委任」かを選ぶと、**営業所追加**のボタンが表示されます。

29 高知県 全委任

営業所削除

31 郵便番号 **必須** 780-0850 ①

32 営業所所在地 **必須** 高知県高知市 住所選択 ②
所在地詳細 丸ノ内2-4-1

33 営業所名 (フリガナ) **必須** コウチシテン ③
営業所名 **必須** 高知支店 ④

34 営業所代表者名 (フリガナ) イチジョウ ノブコ
営業所代表者名 **必須** 一条 暢子 35 代表者役職名 支店長

36 電話番号 **必須** 000-000-0000 37 FAX番号 **必須** 000-000-0000 ⑤

38 メールアドレス **必須** g-koc-doboku@nttdata-shikoku.co.jp ⑥

39 営業所申請業務

業務区分・部門	建築関係建設コンサルタント														土木関係建設コンサルタント														地質調査業務								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		29	30	31	32	33	34		
測量一般	地形の調整	航空測量	建築一般	意匠	構造	暖房	衛生	電気	建築積算	機械設備積算	電気設備積算	調査	河川・砂防・海岸・海洋	港湾・空港	電力土木	道路	鉄道	上下水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄	造園	都市計画・地方計画	土質・基礎	鋼構造・コンクリート	トンネル	施工計画・施工設備積算	建設環境	機械	電気電子	35				
申請	<input checked="" type="checkbox"/>																																				
業務区分・部門	補償コンサルタント														土木関係その他業務														他								
36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	土地調査	土地評価	物件	機械	営業補償・特殊補償	事業補償	補償	総合補償	不動産鑑定	登記手続等	交通量調査	環境調査	経済調査	水質等分析	宅地造成	電算関係	計測	資料整理等
申請	<input checked="" type="checkbox"/>																																				

40 その他詳細 漏水調査

- ①: 営業所の郵便番号を入力してください。なお、②で住所検索をした際に自動的に入力されます。
- ②: 本社所在地の住所を入力してください。グレーアウトした部分には入力できないので、**住所検索**ボタンを押下し、自社の住所を検索してください。
- ③: 営業所の名前、フリガナを入力してください。
- ④: 営業所長、支社長の名前、フリガナ、役職名を入力してください。
- ⑤: 電話番号と FAX 番号を入力してください。なお、FAX 番号が存在しない場合、お手数ですが「999-999-9999」と入力し申請ください。

- ⑥:メールアドレスを入力してください。このメールアドレスは、**委任先の営業所が指名通知を受け取るなど、実際の入札で用いるアドレス**になります。
- ⑦:委任先の営業所において申請する業種を入力してください。

IV. 財務諸表添付

41 測量実績高 ※コンサルタント業務のみの実績とし、建設業等兼業部分の実績は除く

業務区分	直前2年度分(千円)	直前1年度分(千円)	直前2か年間の平均実績高(千円)	財務事項一覧表または税務申告に添付している財務諸表(2期分)
測量	25,600	16,000	20,800	ファイルを選択 18-21_財務事項一覧表.pdf 取消
建築関係コンサルタント	5,100	3,560	4,330	
土木関係コンサルタント	6,980	7,890	7,435	ファイルを選択 18-21_財務事項一覧表.pdf 取消
地質調査業務	12,000	15,000	13,500	ファイルを選択 18-21_財務事項一覧表.pdf 取消
補償コンサルタント	352	560	456	ファイルを選択 18-21_財務事項一覧表.pdf 取消
土木関係その他業務	456	789	622	
その他	65	98	81	
申請業務以外の分			0	
合計	50,553	43,897	47,225	ファイルを選択 選択されていません 取消

- ①:審査基準日の「直前1年度」及び「直前2年度」の事業年度に係る完成業務高について千円未満切り捨て、**税抜き(免税事業者は税込みでも可)**で入力して下さい。また、決算期変更の場合等は、完成業務高を按分するなどして12ヵ月相当分に換算して入力して下さい。
- ②:財務諸表等(審査基準日の「直前1年度」及び「直前2年度」の事業年度分)を、次の表の通り、申請業務ごとに添付して下さい。

法人	1	「現況報告書のうち、地方整備局の受付印が押されたページ(表紙)」及び「現況報告書のうち、財務事項一覧表」
	2	税務申告に添付している財務諸表(損益計算書及び貸借対照表)
個人	1	国へ提出した「損益計算書」及び「貸借対照表」
	2	税務申告に添付している財務諸表(【青色申告決算書または白色申告書】及び【確定申告書B(第一表及び第二表)】)

※原則、法人、個人とも1の提出が必要です。ただし、**法定登録又は大臣登録を受けている業務を選択していない**等の理由で、業務ごとに財務事項一覧表を添付できない場合は、2を合計欄に添付して下さい。

※登録のあるものとないものを併せて申請しようとする場合、登録のある業務については、添付項目が出現しますが、登録のないものについては添付項目が出現しません。この場合は、登録のある業種の添付項目に、登録のないものをセットで添付して下さい。

V. 委任状入力

委任状入力

30 委任状 委任状は自由様式です。見積、入札、契約の権限の委任がわかるよう記載をお願いします。
委任状のあて名は「申請先自治体の長」としてください。
委任者・受任者ともに押印が必要です。 委任状追加

①

委任状 **必須** ファイルを選択 16_委任状.pdf 取消 委任状削除

<input checked="" type="checkbox"/> 高知県 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 高知市 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 高知市上下水道局 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 室戸市 (高知支店)
<input checked="" type="checkbox"/> 安芸市 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 南国市 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 土佐市 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 須崎市 (高知支店)
<input checked="" type="checkbox"/> 宿毛市 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 土佐清水市 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 四万十市 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 香南市 (高知支店)
<input checked="" type="checkbox"/> 香美市 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 東洋町 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 奈半利町 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 田野町 (高知支店)
<input checked="" type="checkbox"/> 安田町 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 北川村 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 馬路村 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 芸西村 (高知支店)
<input checked="" type="checkbox"/> 本山町 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 大豊町 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 土佐町 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 大川村 (高知支店)
<input checked="" type="checkbox"/> いの町 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 仁淀川町 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 中土佐町 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 佐川町 (高知支店)
<input checked="" type="checkbox"/> 越知町 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 梶原町 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 日高村 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 津野町 (高知支店)
<input checked="" type="checkbox"/> 四万十町 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 大月町 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 三原村 (高知支店)	<input checked="" type="checkbox"/> 黒潮町 (高知支店)

前へ戻る
一時保存
次へ進む

①:委任状を添付します。**複数自治体に申請をする場合、委任状の宛名を「申請先自治体の長」としておまとめください。**(個別で高知県知事、市町村長名又は高知市上下水道局管理者に出す場合は、申請先自治体数に応じて委任状を追加してください。)

委任状において、特に気をつけていただきたい点は次のとおり

- 代表者、受任者の押印をする
- 受任者が営業所長の名前と同一になっているか
- 委任する権限のうちに、「見積・入札」の権限と、「契約締結」の権限が含まれているか
- 委任期間が、入札参加資格の期間と一致しているか

VI. 出資会社・親子会社・役員の兼任

系列会社の状況

高知県に競争入札参加資格申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況

43 (1)会社法に規定する親会社 **必須** なし あり 親会社追加 親会社削除

番号 1

44 商号又は名称 **必須** 株式会社TOYOTOMI

45 住所 **必須** 大阪府中央区大阪城3-11

②

46 (2)会社法に規定する子会社 **必須** なし あり 子会社追加 子会社削除

番号 1

47 商号又は名称 **必須** 株式会社トサハンコンサルタント

48 住所 **必須** 高知市丸ノ内1-2-20

③

49 (3)役員の兼任 **必須** なし あり 役員の兼任追加 役員の兼任削除

番号 1

50 兼任先の商号又は名称 **必須** 高知測量設計建設コンサルタント株式会社

51 住所 **必須** 高知市稲荷町11-26

52 氏名 **必須** 土国 佐希 53 兼任先における役職 取締役

前へ戻る
一時保存
次へ進む

①:自社から見て、親会社に当たる測量、設計コンサルタント等事業者を入力してください。

- ②: 自社から見て、子会社に当たる測量、設計コンサルタント等事業者を入力してください。
- ③: **自社の役員が他の測量、設計コンサルタント等事業者の役員を兼任している場合**に入力してください。

VIII. 住民税特別徴収

入札参加資格審査申請（県内建設）

基本情報
申請先
出資会社
地域点数
従事職員
特定工種
住民税
暴排照会
申請する

個人住民税特別徴収実施申告(誓約)

60 個人住民税特別徴収について該当するものを選択してください。 必須

① 1 個人住民税の特別徴収を実施している場合
※ 高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員等（給与所得を得る役員等も含みます。）がいる場合
 現在、次の市町村において、個人住民税の特別徴収を実施しています。
高知県内に住所を有する上記の従業員等が、令和X X年1月1日現在において、最も多く居住する市町村名（同数の場合は、いずれか1市町村）及びその市町村に居住する従業員等数
 市町村名 必須 高知市 従業員数 必須 0 人

② 2 新規事業者であるなどの理由で、個人住民税の特別徴収を実施していない場合
 高知県内の市町村から、今年度の特別徴収義務者として指定通知を受けていませんが、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合には、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

③ 3-1 県内業者で、高知県内の市町村において、個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない場合
 もし、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合は、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

④ 3-2 県外業者で、高知県内の市町村に住所を有する従業員がいない場合
 もし、今後、特別徴収義務者に該当することになった場合は、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約します。

上記のとおり、相違ありません。

< 前へ戻る
☑ 一時保存
次へ進む >

- ①: 個人住民税の特別徴収をしている場合に選択します。個人住民税を特別徴収すべき従業員がいるにもかかわらず、個人住民税を特別徴収するための手続を申請日までに行っていない者は、入札参加資格を申請できませんので、原則、継続して入札参加資格申請を申請する者は、1番を選択する必要があります。
- ②: 新規事業主などにあつて、審査基準日までに地方税法第321条の4により特別徴収義務者の指定通知を受けていない場合に選択します。
- ③: 県内の事業者で、高知県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない場合に選択します。
- ④: 県外の事業者で、高知県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない場合に選択します。

§ 住民税の特別徴収とは §

1 従業員等の個人住民税の特別徴収とは

給与支払者(雇い主)が、給与所得者(従業員等)に給与を支払う場合には、所得税法の規定により、その給与から所得税を源泉徴収(天引き)して、国に納めなければなりません。

個人住民税の特別徴収とは、雇い主が、従業員等に代わって、その従業員等が納めるべき個人住民税(市町村民税と県民税)を、所得税と同じように、給与から天引きして、市町村に納める制度です。(この場合の雇い主を個人住民税の「特別徴収義務者」といいます。)

所得税法第183条の規定によって、所得税を源泉徴収する義務がある雇い主(源泉徴収義務者)は、地方税法第321条の4及び従業員の住所地の市町村の条例の規定により、原則として、個人住民税の特別徴収義務者となります。

ここで、「従業員等」とは、一般の従業員だけでなく、事業所から所得税法上「給与所得」とみなされる役員報酬を得る役員や、青色事業専従者も含まれます。

ただし、申請者(雇い主)において特別徴収義務のあるのは、昨年中(審査基準日の属する年の1年前の1月1日～12月31日)に給与所得のあった従業員等であって、かつ、審査基準日の属する年の4月1日時点で、申請者から給与の支払を受けることとなる者に限られます。

(例)

	前年の給与所得	今年1月1日時点 の 住所	今年4月1日の 給与所得	今年度における特別徴収の仕方
ア	A社から	高知市	A社から	A社が特別徴収→高知市へ
イ	A社から	南国市	A社から	A社が特別徴収→南国市へ
ウ	B社から	高知市	A社から	A社が特別徴収→高知市へ
エ	A社から	徳島市	C社から	C社が特別徴収→徳島市へ
オ	無職	高知市	A社から	前年に給与所得がないので、特別徴収しない
カ	A社から	南国市	無職	年度初日に給与がないので、特別徴収しない

2 個人住民税特別徴収の実施方法

所得税の源泉徴収義務者から、1月31日までに市町村に提出された前年分の給与支払報告書に基づいて、従業員等ごとの特別徴収すべき住民税の税額を市町村が計算し、原則として5月31日までに、特別徴収義務者に通知します。(地方税法第321条の4)

特別徴収義務者は、その通知に基づいて、各従業員等の毎月(6月～翌年5月)の給料から、特別徴収税額を天引きして、翌月10日までに市町村へ納めなければなりません。(地方税法第321条の5)

3 申告(誓約)の作成の留意点

(1)本申告(誓約)は、申請者が、高知県内の市町村における上記の特別徴収義務を実施しているかどうかを確認するためのものです。

いずれの誓約も行わない場合、資格審査の申請をすることはできません。

(2)この申告(誓約)は、審査基準日現在で作成し、該当の項目を選択してください。

(3) **前回の入札参加資格審査において「遅滞なく特別徴収を実施する」誓約を行ったにもかかわらず、対象者がいるながら個人住民税の特別徴収を実施していない場合、入札参加資格申請を受け付け**
ない又は入札参加資格を取り消す場合がありますので注意してください。

(4)本申告(誓約)は、高知県税務課を経由して高知県内の市町村へ提供される場合があります。

4 問い合わせ先

◇ 住民税特別徴収制度について

高知県税務課(徴収担当)..... TEL:088-823-9307

高知県市町村振興課(税政担当)..... TEL:088-823-9316

従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課

◇ 住民税特別徴収の具体的な手続きについて

従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課

VII. 暴力団排除

暴力団排除照会対象者の入力

56 照会対象の役員等名簿 + 役員等追加

	氏名	生年月日	性別	役職等	備考
編集 削除	長宗我部 一郎	昭和45年 8月15日	男		
編集 削除	長谷川 平蔵	昭和51年 2月27日	男		
編集 削除	大岡 忠相	昭和40年 7月 2日	男		
編集 削除	土国 佐希	昭和62年 5月 4日	女		

※「暴力団排除照会対象者」の定義

法人である場合においては、役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者）、個人である場合においては、その者。併せて、該当する場合には、支配人及び支店又は支店に準ずる営業所の代表者（支配人である者を除く。）。

§ 暴力団排除照会対象者

法人：役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者
個人：申請者自身。併せて、該当する場合には、支配人及び支店又は支店に準ずる営業所の代表者（支配人である者を除く。）

上に該当する者の「氏名」「生年月日」「性別(任意)」「役職等(任意)」を入力する。

入札参加資格審査申請（県内・県外コンサル）

基本情報 申請先 系列会社 技術職員 住民税 暴排照会 申請する

入札参加資格審査申請確認

基本情報

1 申請区分 継続

2 法人／個人区分 法人

3 法人番号 999999999999

4 資本金（千円） 15,000

役職	氏名	生年月日
専務 総司		昭和42年 8月 3日
常務 新八		昭和39年 5月 23日
執行役 一		昭和44年 2月 18日

①クリック

申請内容及び添付書類は、事実と相違ないこと並びに「高知県測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱」第3条第4項第2号に該当しないことを誓約いたします。また、申請事項に変更があった場合、直ちに変更内容を届け出ます。

②クリック

前へ戻る

一時保存

申請する

入札参加資格審査申請（県内・県外コンサル）

基本情報 申請先 系列会社 技術職員 住民税 暴排照会 申請する

申請完了

入札参加資格審査の申請が完了しました。

ホームへ戻る

上の画面が表示されたら申請完了です。

また、申請完了と同時に申請用メールアドレスに対して申請受付メールを送信します。（自動送信）

第3 資格決定通知書・残留措置・希望区域登録

(1) 資格決定通知

資格決定通知書は、3月後半に、高知県入札参加資格共同電子申請システムからダウンロードできます。

資格決定通知書が発行されると、入札参加資格申請の際に入力いただいたメールアドレスまで、通知書が発行された旨のメールが送付されますので、メールを受け取り次第、内容のご確認をお願いします。

(注)ただし、高知県に入札参加資格を申請した事業者が対象ですので、市町村の入札参加資格しか申請していない場合、本項目における資格決定通知書はダウンロードできません。

〈結果通知書確認方法〉

高知県入札参加資格審査申請システム

株式会社県庁設備 様

① 申請済の入札参加資格審査申請が差戻されました。新規・継続申請より確認をお願いします。

新規・継続申請：審査中 変更申請：審査完了

お知らせ
【2023年10月01日】
令和6・令和7年度入札参加資格申請の受付を開始しました。
【2023年04月02日】
経営事項審査・入札参加資格審査日時予約について

受付年度	有効期間	操作
令和8年度	令和8年4月1日～令和10年3月31日	ダウンロード
令和6年度	令和6年4月1日～令和8年3月31日	ダウンロード

①クリック

②クリック

資格決定通知

ダウンロード

ダウンロード

ホームへ戻る

Copyright © 2023 Kochi Prefecture. All Rights reserved.

第4 入札参加資格の変更・資格の取消し

(1) 入札参加資格の変更

以下の申請内容については、年度途中の随時変更が可能です。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 郵便番号
- (5) 電話番号
- (6) FAX 番号
- (7) メールアドレス
- (8) 登録業種の削除
- (9) 支店名・支店所在地(従たる営業所)
- (10) 支店長・支社長

- (11) 業種取り下げ
- (12) 会社法上の親会社・子会社の関係

【変更できないこと、変更の必要がないこと】

以下の申請が該当します。

- (1) 年度途中で業種追加はできません。
- (2) 年度途中で登録業種の追加はできません。
- (3) 高知県への申請については、「委任なし」から「委任あり」に変更することはできません。
※その他市町村等については、各市町村の入札、契約制度によりますので、各市町村担当者までご確認ください)
- (4) 年度途中で役員等の追加の必要はありません。

(2)入札参加資格の取消し

次に該当した場合は資格を取り消します。

- (1) 業務に関し法律上必要とする登録を取り消されたとき
- (2) 申請書類の重要な事項について故意に入力せず、又は虚偽の入力をしたとき
- (3) 要綱第3条第4項第1号のエからキまでのいずれかに該当することとなったとき(破産、銀行当座取引停止等)
- (4) 入札参加資格を辞退したとき

第5 入札参加資格の再審査・相続等による承継・事前認可

(1)入札参加資格の再審査

次の①から④に該当する場合は、随時資格審査を受けることができます(任意申請)。

- ①合併
- ②分割または他の法人の分割による事業の全部若しくは一部の承継
- ③事業の一部の譲渡または他の有資格者からの事業の全部若しくは一部の譲受
(分割会社・譲渡会社が引き続き資格の一部を有する場合は、分割会社・譲渡会社も同時に資格審査申請が必要)
- ④協業組合の設立 ※審査手続等については予めご相談下さい

1. 審査基準日

合併、事業譲渡、会社分割等の翌日

2. 提出書類

- ①高知県測量、設計コンサルタント等業務競争入札参加資格再審査申請書類一式
- ②合併、事業譲渡、会社分割等の契約書の写し
- ③合併等に係る総会議事録の写し
- ④合併、会社分割等後の登記簿謄本
- ⑤財務諸表
- ⑥納税証明書

⑦営業に関する登録の証明書の写し

⑧その他の参考となる書類

3. 審査方法

書面審査

(2)その他の再審査

次に該当することとなった場合は、直ちに土木政策課建設業振興担当へ報告することとなっていますので、任意の様式により届出を行って下さい。再審査を受ける予定であれば、別に定める様式(合併等に関する届出書)により、届出をお願いします。実際の審査は、(2)の書類をととのえていただいてからになります。

(再審査を受けなければ、当分の間、指名等を差し控えることとなります。)

①会社更生法の手続開始の申立てを行った者

②特定調停の手続開始の申立てを行った者

③民事再生法の手続開始の申立てを行った者

1. 審査基準日

受審日によって異なりますので事前にご連絡下さい。

2. 提出書類

①高知県測量、設計コンサルタント等業務競争入札参加資格再審査申請書類一式

②手続開始の決定書の写し

③貸借対照表及び損益計算書

④その他 参考となる書類

3. 審査方法

面接審査